

中小企業等経営強化法「経営力向上計画」 【固定資産税の特例】（地方税）

概要

- ・ 中小事業者等が、適用期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画書に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって2分の1に軽減される制度

適用期間

- ・ 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間

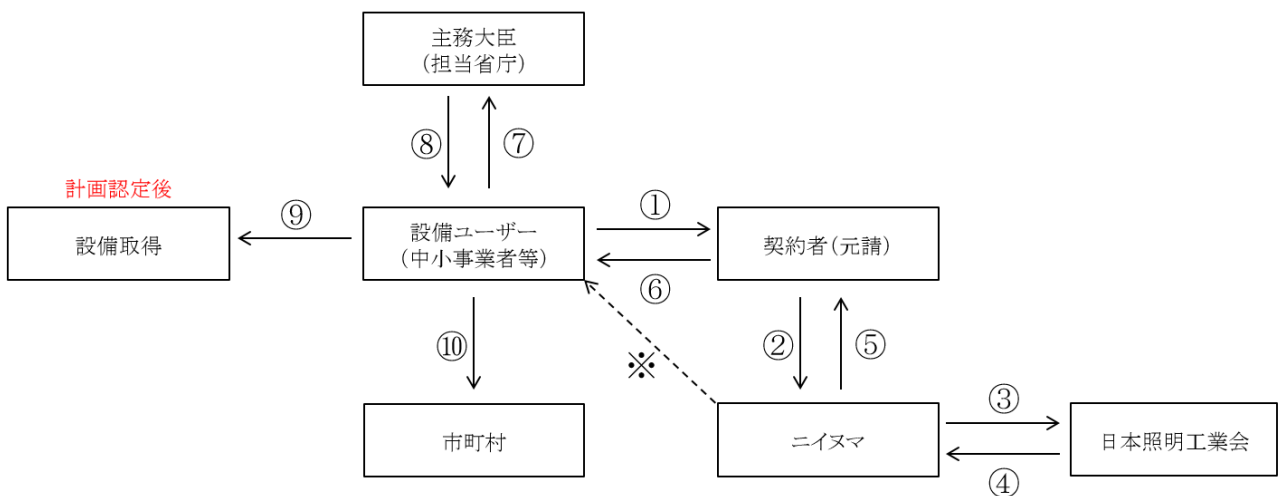
条件（LED照明の場合“設備の種類：建物附属設備”に該当）

- ・ 一定期間内に販売されたモデルであること（最新モデルである必要なし）
- ・ 旧モデルと比較し生産性が年平均1%以上向上していること
- ・ 最低取得価格600,000円以上（製品代のみ）であること
- ・ 器具一体型の製品のみ対象
 - 高天井LED【SKY】
 - 高天井LED【BRIGHT】【CORE】【High Grad】【Value PLUS】TUシリーズ・NAシリーズ
 - 高天井LED【ICE】
 - LED小型投光器
 - LEDベースライト
- ・ 建物に付帯する照明設備であること（屋内であること）

税制措置

- ・ 固定資産税が3年間2分の1に軽減

手続きスキーム



- ①設備ユーザー（中事事業者等）より契約者（元請）へ証明書発行の依頼
- ②契約者（元請）よりニイヌマへ証明書発行の依頼
- ③ニイヌマより日本照明工業会へ証明書発行の申請
- ④日本照明工業会よりニイヌマへ証明書の郵送
- ⑤ニイヌマより契約者（元請）へ証明書の郵送
- ⑥契約者（元請）より設備ユーザー（中事事業者等）へ証明書の郵送
※ニイヌマより設備ユーザーへ直送も可 別途ご相談ください。
- ⑦設備ユーザー（中事事業者等）より主務大臣（担当省庁）へ経営力向上計画の申請
- ⑧主務大臣（担当省庁）より設備ユーザー（中事事業者等）へ経営力向上計画の認定
↓先端設備等導入計画認定後
- ⑨設備ユーザー（中事事業者等）設備取得（例外あり）
- ⑩設備ユーザー（中事事業者等）より市町村へ税務申告

（例外）設備取得後に経営力向上計画を申請する場合は設備取得日から60日以内に計画が受理される必要があります。詳しくは中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用の手引きをご確認下さい。

注意事項

- ・日本照明工業会に証明書発行依頼を実施する際は、決まった書式に基づき発行依頼を実施します。
- ・書類に不備（型式や事業所名の誤り）等が発生した場合、税制措置を受けられない場合があります。
- ・当該設備の所在地が、以下7都府県に該当する場合には別紙をご確認下さい。
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・大阪府

お問合せ

- ・ニイヌマ株式会社 TEL:048-951-1041
- ・中小企業庁 TEL:03-6744-6601
(中小企業等経営強化法に基づく税制措置について)
- ・日本照明工業会 TEL:03-6803-0501

当税制措置は生産性向上特別措置法に基づく税制支援の固定資産税の特例との併用は不可能です。但し、中小企業等経営強化法に基づく税制措置の中小企業経営強化税制との併用は可能です。

※工業会証明書は複写にてご使用頂けます。